

平成 30 年 7 月 30 日

自動車局 技術政策課

安全政策課

自動車事故対策費補助金の申請受付を開始

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省自動車局では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車(ASV)や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_30.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○交付申請受付場所: 最寄りの各地方運輸局、運輸支局等

○申請受付期間: 別紙参照(補助事業によって異なります。)

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

自動車局技術政策課 山口(ASV)

TEL:03-5253-8111(内線 42254) 03-5253-8591(直通) FAX:03-5253-1639

自動車局安全政策課 小田、黒木(運行管理の高度化・過労防止・社内安全教育)

TEL:03-5253-8111(内線 41624、41623) 03-5253-8566(直通) FAX:03-5253-1636

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（平成30年度）

事業用自動車のASV装置購入に対し補助金を交付します

国土交通省では、下記の装置を搭載した**事業用の車両**を購入等する場合、下記の補助金額を上限として**ASV装置購入に係る費用の2分の1**の補助を実施しております。

補助対象車両は、平成30年4月1日以降に購入（新車新規登録）した車両又は後付け衝突被害軽減ブレーキを導入した車両となります。

補助申請の受付は、平成30年8月1日から平成30年11月30日までとなっておりますので、お早めにご申請ください。

詳細は下記の各地方運輸局自動車技術安全部もしくは各運輸支局にお問い合わせください。

なお、**補助金総額を超過することが見込まれた場合は、申請期間内であっても終了となります。**

	補助対象装置	補助対象車種	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ	▪ 車両総重量3.5t超22t以下のトラック	1/2	100,000円
		▪ 車両総重量12t以下のバス		
		▪ 貸切バス（中小事業者等以外）	1/3	100,000円
②	▪ ふらつき注意喚起装置 ▪ 車線逸脱警報装置 ▪ 車線維持支援制御装置	▪ 車両総重量3.5t超のトラック（13t超トラクタ含）	1/2	50,000円
		▪ バス		
		▪ タクシー	1/3	33,000円
③	車両安定性制御装置	▪ 車両総重量3.5t超22t以下のトラック	1/2	100,000円
		▪ 車両総重量5t超12t以下のバス		
		▪ 貸切バス（中小事業者等以外）	1/3	67,000円
④	ドライバー異常時対応システム	▪ バス	1/2	100,000円
		▪ 貸切バス（中小事業者等以外）	1/3	67,000円
		▪ 車両総重量3.5t超のトラック(13t超トラクタ含)	1/2	100,000円
⑤	先進ライト	▪ 車両総重量3.5t超のトラック(13t超トラクタ含)	1/2	100,000円

※1車両あたり複数の装置を装着する車両においては（トラック）150,000円（バス）300,000円（貸切バス（中小事業者等以外））200,000円が上限となります。

※各装置ごとに対象となる車両及び車両総重量が異なります。申請については、募集要領をご確認下さい。

補助金申請に関する注意点

- 申請は各地方運輸局もしくは各運輸支局へ提出してください。郵送による提出は認められません。
- 車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とします。（ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません。）
- ②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合においては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとします。

※中小企業者等：中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合。

衝突被害軽減ブレーキ

レーダーにより先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視をします。追突の危険性が高まったら、まずは音などにより警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。

ふらつき注意喚起装置

運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起するようにします。

車線逸脱警報装置

走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報が作動します。

車線維持支援制御装置

走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減する。何らかの理由で車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするようにします。

車両安定性制御装置

急激なハンドル操作などにより車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御します。

ドライバー異常時対応システム

ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合に、乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両は自動的に停止します。

先進ライト

前方の先行車や対向車等を検知し、眩しさを与えないよう部分遮光することにより、走行ビーム同等の視界を確保するヘッドライト等。

ASV補助金書類

(注) 今年度より申請様式の一部が変更されておりますので、必ず以下添付の様式をご使用ください

[交付要綱](#)

[交付要綱 別紙](#)

[交付要綱 様式](#)

[1.H30 実施要領](#)

[2.H30 運用方針](#)

[3.H30 募集要領\(ASV\)](#)

[4.交付申請書兼実績報告書様式 \(ASV\)](#)

[5.交付申請書兼実績報告書記載例ほか \(ASV\)](#)

お問い合わせ先

交付に関する詳細については、お近くの各運輸局もしくは各運輸支局（別添参照）にお問い合わせ下さい。

[各地方運輸局もしくは運輸支局（連絡先一覧）](#)